

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	被災者支援関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、被災者支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者支援関係事務
②事務の概要	<p>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、被災者台帳の作成をする。 (1)被災者台帳では被災者の氏名・住所・生年月日などの個人を特定する情報、家屋などの被災状況を管理する。 (2)被災地で調査した被災家屋等の情報を入力し家屋被災情報を作成する。</p> <p>罹災証明書の発行、被災者支援 (1)罹災証明書交付申請書等を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、調査を実施する。 (2)調査結果に基づき被災家屋情報を入力し、被災者台帳を作成する。 (3)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に罹災証明書を発行する。 (4)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に義援金等を被災者に給付する。 (5)被災家屋情報の再調査の申出を受けた場合は2次調査、3次調査を実施する。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)被災者台帳の作成 (2)被災者情報の照会・提供 (3)罹災証明書の発行や義援金の給付等の管理</p>
③システムの名称	1 被災者支援システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム) 6 サービス検索・電子申請機能 7 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 被災者支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の36の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の56の2の項  【情報提供に係る根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民安全部防災課
②所属長の役職名	防災課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市 市民安全部 防災課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市市民安全部防災課防災企画係 444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6533

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 略 2 略 3 災害対策基本法 第90条の2、3、4	1 略 2 略	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項、別表第二の項番(56の2) 2 略	【番号の照会に係る根拠】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の項番(56の2) 2 略	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市長公室防災危機管理課	市民生活部防災課	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	防災危機管理課長 桑山 拓也	防災課長 桑山 拓也	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	岡崎市 市長公室 防災危機管理課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地	岡崎市 市民生活部 防災課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡崎市 市長公室 防災危機管理課 危機管理班 444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6711	岡崎市 市民生活部 防災課 防災企画係 444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6711	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成29年11月1日 時点	平成30年11月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成29年11月1日 時点	平成30年11月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	-	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	防災課長 桑山 拓也	防災課長	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成30年11月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部防災課	市民安全部防災課	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	岡崎市 市民生活部 防災課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	岡崎市 市民安全部 防災課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡崎市市民生活部防災課防災企画係 444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6533	岡崎市市民安全部防災課防災企画係 444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6533	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号 別表第2の56の2の項	1 番号利用法第19条第8号 別表第2の56の2の項	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	罹災証明書の発行、被災者支援 (1)被災家屋情報の入力された被災台帳を基に罹災証明書を発行する。 (2)被災家屋情報の入力された被災台帳を基に義援金等を被災者に給付する。 (3)被災家屋情報の再調査の申出を受けた場合は2次調査、3次調査を実施する。	罹災証明書の発行、被災者支援 (1)罹災証明書交付申請書等を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、調査を実施する。 (2)調査結果に基づき被災家屋情報を入力し、被災者台帳を作成する。 (3)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に罹災証明書を発行する。 (4)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に義援金等を被災者に給付する。 (5)被災家屋情報の再調査の申出を受けた場合は2次調査、3次調査を実施する。	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 被災者支援システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム)	1 被災者支援システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム) 6 サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の36の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の36の2の項	事後	
令和4年4月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の56の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条	【情報照会に係る根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の56の2の項  【情報提供に係る根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつの時点の計測か	令和1年11月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略)  罹災証明書の発行、被災者支援 (1)罹災証明書交付申請書等を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、調査を実施する。 (2)調査結果に基づき被災家屋情報を入力し、被災者台帳を作成する。 (3)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に罹災証明書を発行する。 (4)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に義援金等を被災者に給付する。 (5)被災家屋情報の再調査の申出を受けた場合は2次調査、3次調査を実施する。  (略)	(略)  罹災証明書の発行、被災者支援 (1)罹災証明書交付申請書等を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、調査を実施する。 (2)調査結果に基づき被災家屋情報を入力し、被災者台帳を作成する。 (3)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に罹災証明書を発行する。 (4)被災家屋情報の入力された被災者台帳を基に義援金等を被災者に給付する。 (5)被災家屋情報の再調査の申出を受けた場合は2次調査、3次調査を実施する。  (略)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 被災者支援システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム) 6 サービス検索・電子申請機能	1 被災者支援システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム) 6 サービス検索・電子申請機能 7 申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	